

GENERAL AVERAGE (G.A. / 共同海損) 処理の流れ

船会社等により G.A.(共同海損)が宣言された場合、処理の流れは次のようになります。

海難事故が発生し、船会社(船主)が G.A.を宣言

船会社から海難事故および共同海損の連絡があった場合は、Policy, B/L, Invoice 等の関係書類をご用意のうえ弊社までご一報ください。

G.A.(共同海損)とは

船舶が海難事故に遭い切迫した危険にさらされた時、本船および貨物の共同の安全のために船舶の救助依頼などの特別な費用を支出したり、故意の座礁・投げ荷など船貨に犠牲を強いることがあります。この場合、船主が「共同海損」を宣言し、かかる費用や損害をそれぞれの船舶・貨物等の被救助価額で按分し、主に船主および荷主が負担します。この分担金のことを GA Contribution (共同海損分担金)と言います。貨物海上保険が付保されている場合、この荷主が負担する分担金は、保険金で支払われます。

船会社(船主)が各荷主に対し手続き/必要書類等を案内

船会社から G.A.Adjuster (共同海損精算人)の連絡先や、貨物の受渡の為に要求する共同海損手続きの必要書類等の案内が各荷主宛に連絡されます。主に必要とされる書類は、Average Bond (共同海損盟約書) G.A. Guarantee (共同海損保証状) Invoice となります。

Average Bond (共同海損盟約書)とは

船会社の共同海損の宣言に同意する文書で、荷主にて Average Bond に必要事項を記載の上、保証状と共に船会社に提出します。

G.A. Guarantee (共同海損保証状)とは

共同海損の分担額を支払う前に、貨物を引渡してもらうために船会社に差し入れる保証状です。共同海損の分担額は、保険金で支払われるため、保険会社が発行します。

荷主(貨物保険の契約者)が保険会社に G.A. Guarantee の発行を依頼

船会社からの案内を弊社へご送付ください。弊社より G.A. Guarantee を発行いたします。

荷主から船会社側へ Average Bond, G.A. Guarantee 等を提出、到着した貨物の引取り

Average Bond、G.A. Guarantee、Invoice を船会社へご提出ください。共同海損の手続きが完了し、通常通り貨物を引取ることができます。

船会社側から共同海損分担金の請求

船会社側から G.A. Contribution (共同海損分担金)が請求されます。通常は、船会社側から保険会社に直接請求されることになり、弊社より保険金として支払われます。